平成２４年（フ）第４６号
鳥取県米子市錦町２丁目156番地
債務者　野津　幸惠
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２６１号
広島市安佐北区可部東２丁目31番20号
債務者　川中　和弘
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９９号
広島市中区西白島町13番33号
債務者　大村　育美
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４７号
広島市佐伯区楽々園１丁目２番16―201号
債務者　松谷　義信
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８０号
広島市安佐北区白木町大字三田1331番地７
債務者　坂本　博夫
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
広島地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６３号
福岡県筑紫野市武蔵５丁目６番13号
債務者　服部由美子（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０２号
福岡市西区愛宕２丁目11番34号
債務者　當眞　正夫
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４８号
福岡市南区西長住３丁目37番702号
債務者　深見三代子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８７７号
福岡市早良区野芥１丁目５番７―101号
債務者　前田　安久
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７８号
佐賀県西松浦郡有田町泉山１丁目13番２号
債務者　山口　峰子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７９号
佐賀県鹿島市古枝甲1200番地５
債務者　中村　一義
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８０号
佐賀県鹿島市古枝甲1200番地５
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１３６号
山梨県甲斐市竜王新町424番地３　シャンポール竜王Ｄ―102号
債務者　白倉　眞知
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１７号
大阪府枚方市星丘１丁目１番17号
債務者　中村　清美
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３５０号
大阪府箕面市箕面４丁目９番５―98号
債務者　泉　ちひろ（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４８３号
大阪府枚方市高田２丁目24番３―306号、事業所所在地神戸市東灘区森北町１―８―４
債務者　田中三千代（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４９３号
大阪府高槻市富田町５丁目26番６号
債務者　千原須美子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４９８号
大阪市東成区大今里１丁目31番12号　アクセル今里102号
債務者　好田　益満
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部